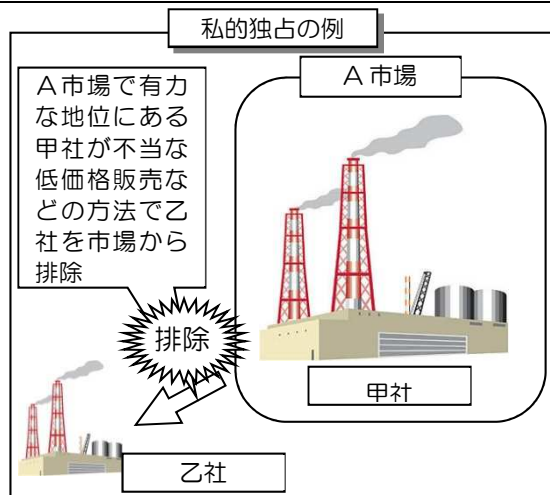


私的独占

- (1) 市場における競争制限のもう1つの形態として「私的独占」があります。競争の結果、ある事業者が独占に近いシェアを獲得したとしても、これが私的独占として問題とされるものではありませんが、事業者が、他の事業者の事業活動を**支配**したり、**排除**することにより、市場、すなわち一定の取引分野における競争を実質的に制限することは「私的独占」として禁止されます。つまり、独占の状態ではなく、独占する行為を問題としているのです。



競争の実質的制限とは、不当な取引制限と同様、競争自体が減少して、特定の事業者がその意思で、ある程度自由に価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいいます。したがって、支配行為や排除行為によって、そのような状態（「市場支配的状态」といいます）を形成したり、維持・強化することが、私的独占として第3条（前段）の規定により禁止されるのです。

- (2) かつて、電気、ガス、電気通信、郵便事業などは、法律によって独占的な地位が認められた法定独占でした。しかし、現在では、これらの事業分野にも競争が導入（自由化）され、新規参入する事業者も現れ、価格競争や新たなサービスの競争などが行われています。

公正取引委員会は、情報通信や公益事業の分野における新規参入を妨害する行為や知的財産権を濫用した競争制限的な行為に対しても、違反行為に対して排除措置を講じたり、警告や問題点の指摘を行っています。

- (3) 「支配」とは、他の事業者の自由な意思決定を困難にして、自己の意思に従わせることであり（「**支配型私的独占**」）、その手段としては、株式の取得、役員のパイプラインなどがあります。

「排除」とは、新規事業者の市場への参入を妨害したり、競争事業者の事業活動を困難にすることであり（「**排除型私的独占**」）、その手段としては、不当な安値販売や差別対価、排他条件付取引などがあります。

排除型私的独占については、どのような行為がこれに該当するかを明確化するため、公正取引委員会は、「**排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針**」を公表（平成21年）しています。

私的独占の違反事例は多くありませんが、その多くは圧倒的な市場シェアを有する事業者が他の事業者に対し支配行為や排除行為を行ったもので、いずれも直接的な競争制限効果を伴っていた事例です。